

農業委員会だより

第 143 号
<https://www.city.chiba.jp/nogyo/dayori.html>

右の写真：左：深谷農業委員、中央：長崎拓真さん、右：猪野推進委員



がんばっている農家のご紹介

INTERVIEW

市内屈指の栽培面積で、緑区大木戸町を中心に、露地野菜及び施設野菜を生産しながら規模拡大している、農業後継者の長崎拓真さんにインタビューしました。

農業はいつ頃から継ごうと思っていましたか？
また、継いでみて苦労したことは何ですか？



深谷農業委員

雇用はどうしていますか？
また、研修生は受け入れていますか？

深谷
農業委員



長崎拓真さん

・農家の3代目ですが、父親からは農家を継げとは言われず、農業に関係のない仕事も経験しました。結婚を機に自然に農業を継ごうと思えるようになり、妻も同意してくれました。
・最初は農業の経験がなく、戸惑いもありましたが、農業の師匠として父親から農業技術を一から教わりました。

長崎
拓真さん

・労働力として、常時雇用で若い人が働いています。雇用する時に、雇用就農が将来独立して就農するかの希望を聞いて、それに合わせた対応をしています。
・外国人技能実習制度を活用して、研修生も受け入れています。今現在はインドネシアの研修生で、文化や習慣の違いはありますが、みなさん勤勉です。

現在の農業経営の内容や主な販売先はどこですか？



猪野推進委員

どんな農業を目指していますか？

猪野
推進委員

長崎
拓真さん

・秋冬から春に出荷するヤマトイモ、ゴボウ、ニンジン、ダイコン、ショウガ、キャベツ、ブロッコリー、サツマイモに加え、夏に出荷できるミニトマト（施設）、スイートコーンなどを作付しています。需要の変動に対応できるよう幅広く作付けしています。
・販売先はJAの他、契約で卸売業者や加工業者に出荷していて、品目によっては直売所にも出荷しています。

長崎
拓真さん

・就農した時から、千葉市でトップレベルの農家を目指したいと思ってやってきました。
・常時雇用で雇っている人の中で、独立志向の人については、独立に向けてノウハウを伝授しながらサポートしていくとともに、同じ志を持ち、一緒に出荷を行う仲間となってくれることを期待しています。

vol. 143
主な内容

- P.1 がんばっている農家のご紹介
- P.2 「農地」の活用、適正な管理をしましょう
- P.2 知らないで損する農業者年金
- P.3 農地の相続税等の納税猶予の適用を受けている方へ

- P.3 生産緑地の新規・追加指定をしませんか？
- P.3 収入保険への加入で農業経営リスクへの備えを
- P.4 農業委員会では、農地・農業に関する無料法律相談を行っています
- P.4 農地の売買や転用～許可申請はお早めに～

「農地」の活用、 適正な管理をしましょう



農地の活用及び管理の状況について、現地調査を実施しております。

農業委員会では、農地の活用及び管理状況を確認するため、本年度も農地の「利用状況調査」を実施しました。

今後も、農地の適切な管理をお願いします。

今後の農地の活用について、お尋ねします。

上記調査で「遊休農地」と判断された農地の所有者の方には、令和4年12月から「農地利用意向調査」を実施しています。同調査では、農地中間管理機構等への貸付や自ら耕作の再開を行うなど、今後の農地利用の意向について回答をお願いしています。

また、農地法の定めにより、遊休農地の所有者に対し、農地中間管理機構への貸付けについて、同機構との協議を勧告する場合があります。

耕作放棄地を再生するための補助事業を実施しています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ



農業委員会事務局農地指導班 ☎ 043-245-5768

農地活用推進課農地保全班 ☎ 043-245-5759

ご存じですか？

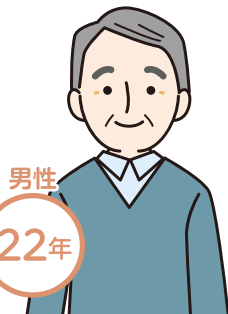
知らないと損する 農業者年金

老後の備えは

国民年金 + 農業者年金 で！

農業者は長生き！

65歳からの平均寿命は…



男性

22年

女性

27年

農業者年金はメリットがたくさん！！

メリット1

「積立方式・確定拠出型」で
少子高齢時代でも安心

メリット4

加入と脱退は自由、
再加入もいつでも可能

メリット2

終身年金
(80歳までに亡くなった場合、
死亡一時金をご遺族に支給)

メリット5

保険料は
2万円から6万7千円まで
千円単位で自由に設定可能

メリット3

支払った保険料は全額が
社会保険料控除の対象となり、
大きな節税効果

メリット6

認定農業者などには、
保険料の国庫補助あり

問い合わせ

農地活用班 ☎ 043-245-5769

詳しくはホームページへ

千葉県 農業者年金

検索



農業者年金基金(相談員) ☎ 03-3502-3199

ホームページから年金額の試算ができます

農業者年金基金

検索



農地の相続税等の納税猶予の適用を受けている方へ

納税猶予の適用を受けている農地を譲渡・転用・貸付け、または耕作放棄等をした場合、当該農地に対応する猶予税額に利子税を加えて納税しなければなりません。また、それらの面積が猶予を受けた総面積の2割を超えた場合は、猶予税額の全額に利子税を加えて納付しなければなりません。

ただし、特定貸付（農地中間管理事業、利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）、認定都市農地貸付等）を行った場合は、貸付けを行った日から2ヶ月以内に税務署長に届出書を提出することで、納税猶予が継続されます。

※平成21年12月24日以前に相続税納税猶予の適用を受けている方が、特定貸付を行った場合は、「20年間の営農継続」による免除事由が除外され、「終身営農」となります。



問い合わせ

千葉東税務署 ☎ 043-225-6811

千葉西税務署 ☎ 043-274-2111

千葉南税務署 ☎ 043-261-5571

生産緑地の新規・追加指定をしませんか？

これまで生産緑地の指定を受けていない市街化区域内の農地について、指定の申出を受け付けています。生産緑地は、固定資産税や相続税などの優遇措置を受けることができますが、30年間は農地として適正な管理が必要です。

生産緑地の指定を受けるには、次の要件が必要です。

- ① 現在、農地として適正に管理されていること。
- ② 市街化区域内の農地で面積が一団で300㎡以上であること。
 - ・単独もしくは組み合わせて、一団で300㎡以上の土地であること。
 - ・幅員が6m以下の道路等で分断されていても一団と認められます。
- ③ 農業の継続が可能であること。



生産緑地の指定を希望される方は、事前相談を随時受け付けています。

問い合わせ

都市計画課土地利用班 ☎ 043-245-5349

千葉市 生産緑地地区



収入保険への加入で農業経営リスクへの備えを

農業経営収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



千葉県マスコットキャラクター チーパくん

ご加入について

- ・青色申告を行っている農業者の方（加入申請時に申告実績が1年以上ある方）が加入できます。
- ・加入申し込みは、個人の方は10月～12月、法人の方は事業年度開始の前月末までです。

県からのお知らせ

令和4年度～令和6年度までに収入保険に新規加入する千葉県民の方は、2万円を上限に初年度保険料の補助を受けられます。（県補助金「千葉県収入保険加入推進事業」）

補助の条件など、詳しくは千葉県HPをご覧ください。千葉県農業共済組合にお問い合わせください。

問い合わせ先

千葉県農業共済組合 けいよう支所 千葉センター

☎ 043-232-3722



千葉県農業共済組合



千葉県収入保険加入推進事業

農業委員会では、農地・農業に関する 無料法律相談を行っています

千葉市在住の個人で、農地・農業に関する法律上の問題(相続・売買・賃貸借など)でお悩みの方を対象に、弁護士(千葉市農業委員会農業委員)が面談で応じます。 **費用無料**

相談日

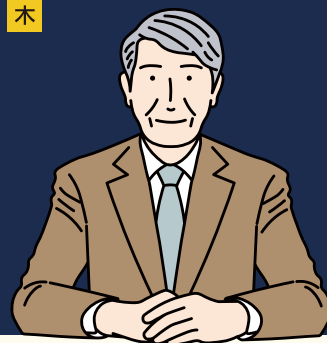
令和5年 1/16月・2/16木・3/16木

時間 午後1時30分～午後4時30分 [相談時間 1人50分(定員3人)]

場所 千葉中央コミュニティセンター2階 農業委員会室

申込方法 電話での予約制です。

- その他**
- 相談時に、参考資料と経緯等を簡単にまとめたメモをお持ちください。
 - 裁判所で訴訟・調停中のものについては受け付けません。



問い合わせ 農業委員会事務局 農地審査班 ☎043-245-5767

農地の売買や転用

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になります。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は、違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

なお、市街化区域の農地転用届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降(受付日が休日の前日の場合は翌開庁日)に交付します。

| 審査日程表 | 1月から3月 |
|----------|-----------------------|
| 審査日程 | 転用許可・耕作目的の売買等許可申請受付期間 |
| 1月13日(金) | 12月21日(水)～12月23日(金) |
| 2月15日(水) | 1月23日(月)～1月25日(水) |
| 3月15日(水) | 2月21日(火)～2月24日(金) |



問い合わせ 農業委員会事務局 農地審査班 ☎043-245-5767

農業委員会だよりの情報は
こちらから



🔍 千葉市 農業委員会だより 📄



編集後記

我々農業委員会は、農地法に基づき、現場の課題解決に向けて、農業委員会事務局とともに、農業委員、農地利用最適化推進委員が一丸となって取り組んでいます。

農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進などについて、皆様方の声を早期に届けていただき、一緒になって解決していきましょう。2023年も一年間、農業委員会をよろしく願い申し上げます。

(編集委員:F.K)

